

第4章

基本理念・基本方針・
計画推進のための施策

KUMAMOTO CITY

1. 基本理念

熊本市は長く「森の都」と呼ばれ、多年にわたる市民の努力により豊かな緑量が確保されてきました。しかしながら、社会情勢の変化の中で、市民の「緑」に対する価値観も多様化しています。そこで、「緑の量」の充実はもとより、緑の持つ多面的な機能や効用などの「緑の質」の恩恵が、日々の暮らしの中でより実感でき、市民がそれを誇りに思えるような持続可能な「森の都」の実現を目指します。

持続可能な「森の都」の実現

■ 緑の質の向上に関するイメージ



2. 基本方針

基本方針の考え方

基本理念にある、緑の質の向上した持続可能な「森の都」を実現するため、4つの課題に対応して4つの基本方針を設定します。

課題

課題1. 緑の骨格の保全・管理

- 森林・竹林の適切な維持管理や整備
- 市街地周辺に広がる田園の保全
- 自然環境に配慮した水辺環境の形成
- 緑の保全による生物の生息環境の保全



課題2. 上質な緑空間の形成

- ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整える緑の創出
- 多様な主体との協働による民有地の緑の創出
- 賑わいと潤いのある中心市街地活性化に向けた緑の創出



課題3. 地域の魅力や機能性を高める緑空間の活用

- 既存の森林・河川・公園等の活用
- 市民ニーズに対応し、協働による公園・街路樹の維持管理
- 熊本地震をはじめとした災害発生時の公園の活用
- ふれあいの場やコミュニティ形成を図る場づくり



課題4. 市民の参画と協働による緑のまちづくり

- 「参画と協働」による新たな緑化活動の展開や情報発信
- 市民活動団体の活動の活性化や「森の都」を築く人材育成
- 健康や生きがいにもつながる市民参加を促進するイベント・体験などの企画づくり



基本方針

1 【緑を守る】豊かな自然の保全・共生

金峰山等の山々、植木や阿蘇の西麓から連なる台地、白川、緑川等の河川、江津湖の水辺、有明海に面する海岸線等によって構成される自然や、市街地周辺の田園、鎮守の森等の大目に守られてきた身近な自然、緑を保全します。

また、水源かん養域の保全や生物多様性の確保を図ることによって、郷土の貴重な財産である水と緑、自然を次世代に継承する、「森の都」における人と自然環境の共存、共生を図ります。



2 【緑を育む】緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出

熊本城をはじめとする様々な歴史や文化的景観を守りつつ、多様な主体との協働により、公共施設や住宅地、商業地等の民有地の緑化を推進します。

中心市街地や地域拠点では緑化を推進し、賑わいとうるおいに満ちた魅力ある市街地を形成することによって、ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整え、「森の都」の顔となるまちの魅力を創出します。



3 【緑を活かす】様々な機能を持つ緑の活用

公共施設や街路樹等の緑の活用により、良好な景観の形成、都市環境の維持・改善、安全性の向上を図ります。特に、公園は、官民連携による運営・維持管理を推進し、誰もが利用しやすく災害時にも役に立つ地域コミュニティ活動の場とします。

森林等の緑は様々なレクリエーションの場、都市緑地や河川敷は、緑を身近に感じられる場所にするなど、「森の都」の多様な緑が持つ、様々な機能の活用を図ります。



4 【緑を繋げる】緑を支える人づくり・組織づくり

緑のイベントや緑化に関する広報、情報発信を行い、緑に親しむ人を増やします。また、全国都市緑化くまもとフェアを契機とし、市民活動団体の活動や企業の社会貢献活動等に対する支援や、緑化活動のリーダーの育成を行い、誰もが気軽に緑化や維持管理に参加できる仕組みをつくります。

このような市民との参画と協働の取組により、「森の都」を支える人づくり・組織づくりを行います。



3. 施策の体系

市民や事業者等と行政が緑の取組を共有し、協働して取り組むことが大切です。

施策の体系は、4つの基本方針を柱にして設定しています。また、それぞれの施策の下に、具体的な事業を体系的に整理し、計画を推進します。

■ 基本方針と施策の関係

守る

豊かな自然の保全・共生

- 1 自然環境の基盤である森林や河川等の保全
- 2 身近な自然環境の保全
- 3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全



育む

緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出

- 1 効果的な公共施設等の緑の創出
- 2 多様な主体との協働による民有地の緑の創出
- 3 中心市街地において本市の顔となる緑の創出



活かす

様々な機能を持つ緑の活用

- 1 森林等の緑の機能の活用
- 2 都市公園の魅力の向上による身近な緑の活用
- 3 特色を生かした緑地の活用



繋げる

緑を支える人づくり・組織づくり

- 1 緑に親しみ学ぶことによる市民の緑化意識の高揚
- 2 市民・事業者と行政の協働による緑化活動の展開の促進
- 3 緑化推進のための組織運営の強化



4. 具体的な事業

基本方針1 緑を守る（豊かな自然の保全・共生）

郷土の貴重な財産である水と緑を守り育て、次世代に継承し、豊かな自然の保全・共生を図ります。



「緑を守る」検証指標と目標

「緑を守る」の検証指標は、緑被率①⁹を用います。

本市の市全体の緑被率①は、平成30年時点で32.8%です。平成17年（2005年）策定時の目標値30%を上回っていますが、これは合併による面積の変化があったためと考えられます。

今後、市街地の拡大が考えられる中、市全体の緑被率①は32.8%の確保に努めます。森林や地域に残る巨樹、樹林地等を官民協働により、適切に維持管理を行い保全に取り組みます。また、緑被率を維持することにより生物の生息環境の向上や生活環境の向上に寄与する緑づくりを推進します。

平成30年(2018年)

市全体の
緑被率①

32.8%

令和12年(2030年)

32.8%の確保
に努める



市街地内の立田山

⁹ 緑被率①【(自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地) ÷ 対象区域面積】

1 自然環境の基盤である森林や河川等の保全

本市の地勢は、金峰山系の山々、植木台地や阿蘇の西麓から連なる台地、白川、緑川等の清流、江津湖の水辺、そして有明海に面する海岸線によって構成されています。これらの地勢の上に成り立っている自然は、水と緑豊かな「森の都」の背景となり、清らかな地下水の源ともなっています。

これらの自然環境保全の基盤をつくる山や台地の緑や市民が身近に感じる川や水辺の緑、都市の歴史・文化を支えてきた緑を保全します。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|------------------------|--------------|
| (1) 水源かん養域の保全や交流・連携の推進 | |
| ①市内の水源かん養域の森林の保全 | 農業政策課森づくり推進室 |
| ②市外の水源かん養域の森林の保全 | 水保全課 |
| ③白川・緑川等の上流域との交流・連携の推進 | 水保全課 |
| (2) 環境に配慮した河川整備の推進・促進 | |
| ①環境に配慮した河川整備の推進・促進 ★ | 河川課 |
| (3) 健全な森づくりの推進 | |
| ①【新規】森林の有する多面的機能の高度発揮 | 農業政策課森づくり推進室 |
| ②【新規】放置竹林対策の取組の拡大 | 農業政策課森づくり推進室 |

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好的な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|

(1)水源かん養域の保全や交流・連携の推進

緑の持つ水源かん養機能をより発揮させるため、市内の水源かん養域の緑の保全および、市内の緑へ豊かな地下水をもたらす市外の水源かん養域の緑を保全します。

①市内の水源かん養域の森林の保全

- ・人工林において、適切な保育・間伐の促進や下層植生や樹木の根を発達させる取組を行うとともに、地面の露出した状態をできるだけ発生させない等の適切な保全を行います。
- ・天然林において育成が必要な場合は、補植や下刈り、除伐等の作業を行い、それ以外は自然力に委ね、倒木による地表面水の速度制御や保水能力を活用するため、人為的に取り除かない等の適切な保全を行います。

②市外の水源かん養域の森林の保全

- ・熊本市外に所在し、地下水かん養域¹⁰に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林については「水源かん養林」として位置付け、森林整備や管理に取り組みます。

③白川・緑川等の上流域との交流・連携の推進

- ・熊本市外に所在している水源かん養林については、森林法第 10 条の 13¹¹の規定による「森林整備協定」に基づき、上・下流自治体が連携して、森林の造成や整備を推進します。



ボランティアの連携による森林整備

(2)環境に配慮した河川整備の推進・促進

河川の水辺にある緑を活かしながら、自然環境に配慮した水辺空間の形成に努めます。

①環境に配慮した河川整備の推進・促進★

- ・本市が管理する河川については、未改修区間の整備を進める際に、生態系に配慮するなど、自然環境に配慮した水辺空間の形成を推進します。
- ・その他の主要河川においても、潤いとやすらぎの水辺空間の保全創出を促進します。
- ・生物にやさしい川、風を感じる水辺空間づくり、美しい水質等、うるおいのある河川環境を安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を推進します。



藻器堀川における多自然川づくり

¹⁰ 山林、水田、畑地、草地等に雨水などが地下浸透しやすく、帶水層に水が供給されやすい地域。熊本市では市の東部・北部地域が該当する。

¹¹ 大規模な森林を有する地方公共団体とその下流域に位置する地方公共団体は、相互に森林整備に関する協議の申し入れを行うことができるという内容。

(3)健全な森づくりの推進

森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて健全な森づくりを推進するとともに、市民との協働による里山の保全を推進します。

①【新規】森林の有する多面的機能の高度発揮

- ・山地災害予防のため間伐を実施するなど、多面的機能を高度に発揮できる森林管理を推進します。
- ・木材生産の可能な箇所における間伐等を適正に実施します。
- ・市有林を多面的機能発揮のモデル林として整備します。

②【新規】放置竹林対策の取組の拡大

- ・市民活動団体や事業者等と連携し、放置竹林対策の継続と取組面積の拡大を図ります。



放置竹林対策

2 身近な自然環境の保全

本市には、市街地周辺に広がる田園、鎮守の森や屋敷林等が位置しています。これらの緑は、市民の方々が大切に守ってきた貴重な財産であり、このような身近に親しめる自然環境を保全します。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|---------------------------|-------------|
| (1) 地域制緑地等による緑の保全 | |
| ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の候補地の指定検討 | 環境共生課、都市政策課 |
| ②風致地区内の緑の保全・啓発 | 都市政策課 |
| ③環境保護地区の適正管理 | 環境共生課 |
| (2)保存樹木の適正管理 | |
| ①管理の助成 | 環境共生課 |
| ②樹木診断の実施 | 環境共生課 |
| (3)田園の保全 | |
| ①景観法に基づく届出制度の活用 | 都市整備景観課 |
| ②熊本市農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保 | 農業政策課 |

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|---------------|--------------|----------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・リエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|---------------|--------------|----------------------|----------|

(1)地域制緑地¹²等による緑の保全

「森の都」の景観形成上、良好な自然環境を有する地区を将来にわたり保全するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域の指定を検討します。また、緑豊かな都市景観を維持するため、風致地区内の緑を保全する他、市街地およびその周辺に残された貴重な樹林地等を、地権者の理解と協力を得て環境保護地区に指定し、保全します。

①特別緑地保全地区¹³・緑地保全地域¹⁴の候補地の指定検討

- ・候補地の景観、植生、動植物の生息状況等の自然環境や、土地所有者の現状等について調査を実施します。
- ・景観形成上、特に重要な役割をもち、良好な自然環境を有するまとまりのある樹林地等を、将来にわたり恒久的に保全するため、特別緑地保全地区の指定を検討します。
- ・無秩序な市街地化の防止や、地域住民の健全な生活環境の確保のため、緑地保全地域の指定を検討します。

②風致地区内の緑の保全・啓発

- ・「熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例」で定めた基準¹⁵で規制することで、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持します。
- ・風致地区内に風致地区看板を設置し、風致地区の案内や風致地区内における建築物等の規制について明示することにより啓発を行います。

③環境保護地区の適正管理

- ・地区内の土地の所有者と、自然環境の保全に関する協定を締結します。
- ・地域住民と一緒に身近な自然とのふれあいの場となるように検討します。
- ・固定資産税、都市計画税相当額の指定交付金、保護協定締結に伴う協力金を交付します。



環境保護地区（上南部町・下南部2丁目）

¹² 一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

¹³ 都市緑地法第12条に基づき、都市計画区域内における良好な自然的環境となる緑地において、豊かな緑を継承するため、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

¹⁴ 都市緑地法第5条に基づき、都市計画区域又は準都市計画区域内において、都市整備と調和しつつ、広域な見地から緑地を保全するため、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

¹⁵ 「熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例」で定めた基準の中で示す緑被率は、風致地区において敷地面積に対する緑被面積の割合を表したものであり、本計画で示す緑被率とは別の指標となる。

(2)保存樹木の適正管理

地域に残る名木や古木等を、地域のランドマークとして保護・育成するため、保存樹木の適正管理を推進します。

①管理の助成

- ・隣地への越境枝の剪定、病木・老木の養生、枯枝の除去、害虫駆除等の支援を行います。

②樹木診断の実施

- ・専門家の調査により、樹勢低下等の早期発見に努めます。



菅原神社の保存樹木（中央区黒髪）

(3)田園の保全

田園の良好な景観の形成や優良農地の確保を通して、緑の効用を有する田園の保全に努めます。

①景観法に基づく届出制度の活用

- ・熊本市景観計画では、田園景観・既存集落景観保全ゾーンの景観形成方針を定めています。景観法に基づく届出制度を活用し、一定規模以上の建物の新築等を行う場合には、この景観形成方針に沿った計画となるよう誘導します。



田園風景（植木町）

②熊本市農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保

- ・熊本市農業振興地域整備計画に基づく、優良農地の確保に努めます。



基盤整備された農地（奥古閑町）

3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全

森林、里地里山、河川等は、多様な生物の生息空間となっており、これらの生物多様性があることにより食料の供給や地球環境の維持などが保たれています。そのため、生物の生息環境を保全・活用することで生物多様性を確保し、人と自然環境が共存・共生した地域づくりを推進します。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|-----------------------------------|--------------------|
| (1)熊本市生物多様性戦略の推進 | |
| ①絶滅危惧種の保全 | 環境共生課 |
| ②外来種対策の実施 | 環境共生課 |
| (2)Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進 | |
| ①【新規】Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進 | 環境共生課、農業政策課森づくり推進室 |

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好的な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|

(1)熊本市生物多様性戦略の推進

生物の生息・生育地の保全により生物多様性に配慮した取組を推進します。

①絶滅危惧種の保全

・江津湖に生息するヒラモ等の市内に生息・生育する絶滅危惧種^{※資料 19}の保全に向けて、市民・事業者・行政で一体となった取組を推進します。

②外来種対策の実施

- ・周辺自治体と連携した防除体制の構築、生態系への影響が懸念される外来種について市民等への啓発等、侵略的外来種^{※資料20}に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施します。



外来種ウォーターレタスの繁茂

(2)Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進

森林等の生態系が有する防災・減災機能を發揮し、自然災害リスクのみならず、地域社会の発展や生物多様性の保全等に取り組みます。

①【新規】Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）¹⁶の視点の推進

- ・防災・減災機能の補強や生態系の保全・再生など地域が必要とする機能を發揮させるよう、生態系の保全と再生、持続的な管理を実施します。
- ・山地災害防止に向けて、樹木の根の生育を促す森林の間伐等の整備を実施します。



土砂災害防備林（立田山）

¹⁶ エコディーアールアール。防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減することによって、地域の防災・減災機能の強化、生物多様性と生態系サービスの確保を図り、持続的で安全で豊かな自然共生型社会の構築に寄与する概念。

基本方針 2 緑を育む（緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出）

市民の快適な暮らしのため公共施設、民有地、中心市街地等の良質な緑を創出します。



「緑を育む」検証指標と目標

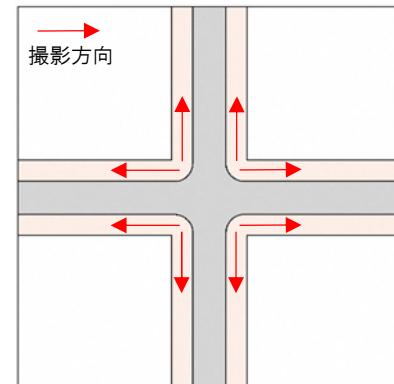
「緑を育む」の検証指標は、「緑視率」を用います。

「緑視率」とは、人の視野を占める緑の面積の割合のことで、中心市街地や地域拠点等の特定の場所において、人々にうるおいや安らぎなどの快適性を与える緑量の指標です。なお、国土交通省等が実施した調査によるところ、緑視率がおよそ 25%を超えると緑が多いと感じ始めるという結果があります。

本市では中心市街地¹⁷と地域拠点¹⁸の計 16箇所において、交差点から 8 方向で写真を撮影し、その中に占める緑の割合（8 方向の平均値）を緑視率として計測したところ、令和 2 年（2020 年）の調査箇所の平均値は 11.5%でした。（計 16 箇所の緑視率は 91 頁を参照）

これらの現況値を踏まえて、緑視率の目標設定は、第 1 目標として現況値が 15%未満の箇所で 15%、第 2 目標として調査箇所全体の平均値で 25%を目指します。また、中心市街地に緑が多いと感じる市民の割合は 80%以上を目指します。

また、毎年調査を実施している市民アンケートにおいて、「中心市街地に緑が多いと感じる市民の割合」は、平成 15 年（2003 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて約 6%減少しています。これらの現況値を踏まえて、「中心市街地に緑が多いと感じる市民の割合」は 80%以上を目指します。



交差点における緑視率の
調査方法のイメージ



中心市街地に緑が多いと感じる市民の割合

資料：熊本市環境総合計画

¹⁷ 熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約 415ha のこと。（2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）にて定める区域）

¹⁸ 地域生活圏において核となる地区（エリア）であり、第2次熊本市都市マスターplan全体構想で設定した 15 箇所。

令和2年(2020年)
16箇所の
緑視率の
平均値

11.5%

令和12年(2030年)

第1目標
15%以上
(現況値が15%未満の箇所)
第2目標
25%以上
(16箇所の平均値)

令和元年(2019年)
中心市街地
に緑が多い
と感じる市
民の割合

73.3%

80%以上

緑化による
緑視率増加のイメージ



現況（約11%）



第1目標（約15%）

フラワーポット等による道路緑化



第2目標（約25%）

壁面緑化等

1 効果的な公共施設等の緑の創出

公共施設（道路・学校等）は、様々な方が日常的に多く利用する場であり、そこにある緑は多くの人の目に留まることから、今後も引き続き質の高い緑を創出し、地球環境にやさしくゆとりある快適な空間となるよう努めます。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|-----------------------|------------------|
| (1)道路の緑化 | |
| ①街路樹等の再生整備の推進 ★ | 道路整備課 |
| ②市電軌道敷の緑化 ★ | 環境共生課 |
| (2)学校の緑化 | |
| ①学校樹の適切な維持管理 | 教育委員会施設課 |
| ②花壇等の緑化の推進 ★ | 教育委員会指導課 |
| (3)その他の公共施設の緑化 | |
| ①社会体育施設の緑の適切な維持管理 | スポーツ振興課 |
| ②公共施設の緑化充実 ★ | 各施設所管課 |
| ③公共施設におけるグリーンカーテンの普及 | 各施設所管課、 環境共生課 |
| ④【新規】フラワーポット等による緑化の推進 | 各施設所管課、 環境共生課 |

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|----------------|--------------|-----------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好的な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・クリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|----------------|--------------|-----------------------|----------|

(1)道路の緑化

潤いと安らぎある街路樹空間を創出するため、景観や安全性・快適性を考慮した街路樹の形成はもとより、適正かつ持続可能な維持管理に努めます。

①街路樹等の再生整備の推進★

- ・熊本市域街路樹再生計画に基づき、街路樹等の伐採、更新、治療・保護を行うことで、適切な維持管理に努めます。
- ・街路樹の維持管理について、造園業者や樹木医等のノウハウを活かしつつ、官民連携による多様な主体の意見を踏まえて適切に推進します。



街路樹

②市電軌道敷の緑化★

- ・市街地の新たな緑化スペースとして、ヒートアイランド現象の緩和、騒音低減、都市景観の向上などの役割を持った市電軌道敷の緑化を推進し、景観ネットワークの拡充を図ります。



市電軌道敷緑化

(2)学校の緑化

「森の都」の担い手となる子どもたちの教育の場として、適切な学校緑化の推進に努めるとともに、地域の緑の拠点づくりを推進します。

①学校樹の適切な維持管理

- ・学校や幼稚園等の環境保全のため、既存樹木等の維持管理に努めます。
- ・倒木等の危険性がある樹木の早期発見、事故の未然防止を目的に調査を行い、危険と判断された樹木について順次対応します。



学校（下益城城南中）の樹木

②花壇等の緑化の推進★

- ・生徒や児童、園児の情操教育に資する花壇やグリーンカーテン等による緑化を、地域と連携して推進します。



花苗植えの様子

(3)その他の公共施設の緑化

市民のスポーツ振興や、健康増進の場となる緑豊かな社会体育施設の適切な維持管理を行います。まちづくりセンター、コミュニティセンター等の公共施設では、地域の植生や緑の効果に配慮した緑化やヒートアイランド対策を推進します。

①社会体育施設の緑の適切な維持管理

- ・社会体育施設の敷地外周、駐車場、入口部分の修景等施設内の緑について、適切な維持管理に努めます。

②公共施設の緑化充実★

- ・壁面・屋上緑化、敷地内緑化、植栽帯や花壇の整備、駐車場における緑化ブロックを用いた緑化等による修景を行い、地域の緑化をけん引する緑の拠点づくりを行います。
- ・浄化センター、クリーンセンター等については、大気浄化等の機能を発揮できるように既存の緑を適切に維持管理します。



壁面緑化（ウェルパル熊本）

③公共施設におけるグリーンカーテンの普及

- ・ヒートアイランド対策や緑とのふれあい等を推進するため、公共施設におけるグリーンカーテンを普及することとし、資材の配布等を行います。



学校（西原小）のグリーンカーテン
による緑化

④【新規】フローラーポット等による緑化の推進★

- ・フローラーポット等による緑化の推進と官民連携した適切な維持管理を行い、市街地に花と緑で彩られた空間形成の拡充を図ります。

2 多様な主体との協働による民有地の緑の創出

本市特有の歴史や文化的景観を守りつつ、緑豊かなまちを形成するためには民有地の緑化も重要です。住宅地、商業地、工業地などと併せてまちが一体となり、参画と協働による緑化を推進します。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|-------------------------------------|--------------------|
| (1)民有地の緑化 | |
| ①緑地協定の締結推進 ★ | 環境共生課 |
| ②つながりの森づくり補助金の活用促進 ★ | 環境共生課 |
| ③市民緑地認定制度の活用検討 | 環境共生課 |
| ④壁面・屋上緑化助成制度の活用促進 (中心市街地以外) ★ | 環境共生課 |
| ⑤【新規】フラワー・ポット等による緑化の推進 (公共地以外) ★ | 環境共生課 |
| (2)商業地の緑化 | |
| ①総合設計制度の活用 | 建築指導課 |
| ②商店街等の緑化の推進 ★ | 商業金融課 |
| ③【新規】地域拠点における駅やバス停周辺の緑化推進 ★ | 環境共生課 |
| (3)工業地の緑化 | |
| ①敷地内の緑化の推進 | 産業振興課企業立地推進室、環境共生課 |
| ②特定工場の新・増設に関する届出制度の適切な運用 | 産業振興課企業立地推進室 |
| (4)建築・開発時における緑の保全・創出 | |
| ①事前協議の義務づけ | 環境共生課 |
| ②樹林地等の保全の要請 | 環境共生課 |
| (5)緑を活用した景観まちづくりの推進 | |
| ①景観法に基づく届出制度の活用 | 都市整備景観課、環境共生課 |

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|---------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|---------------|--------------|------------------------|----------|

(1)民有地の緑化

地域全体で緑豊かなまちをつくるため、市民、事業者、行政が一体となって緑化を推進します。

①緑地協定¹⁹の締結推進★

- ・新しく開発される住宅地等の開発事業者や土地所有者、新設される工業団地等の事業者に対して緑地協定の締結を呼びかけます。



緑地協定（立田もえぎ台）

②つながりの森づくり補助金の活用促進

- ・民有地の樹木植栽に対する補助金である、つながりの森づくりの補助金の活用を促進し、住宅地や事業所の敷地内緑化を推進します。



つながりの森づくり補助金を活用した民有地緑化

③市民緑地認定制度²⁰の活用検討

- ・緑地やオープンスペースが不足している地域において、民有地を有効活用し、地域住民の活動の場となるオープンスペースを創出する制度である市民緑地認定制度について検討します。



民有地の屋上緑化

④壁面・屋上緑化助成制度の活用促進★

- ・建物の立体的なスペースを利用した緑化を促進するため、壁面・屋上の緑化の助成を行います。

⑤フラワーポット等による緑化の推進★（公共地以外）

- ・フラワーポット等による緑化の推進と官民連携した適切な維持管理を行い、市街地に花と緑で彩られた空間形成の拡充を図ります。

¹⁹ 都市緑地法第45条・54条に基づき、相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地において、街を良好な環境にするため、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

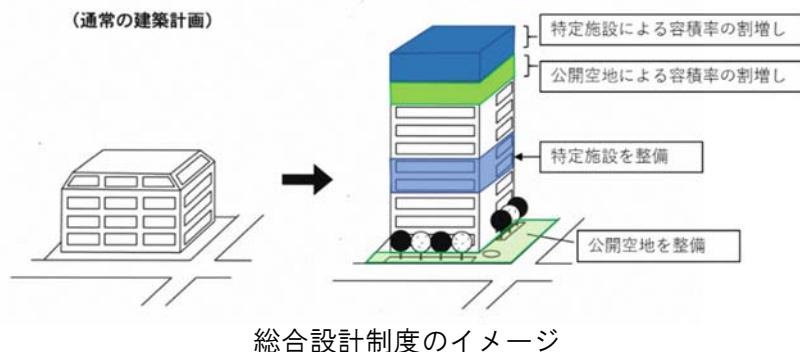
²⁰ 都市緑地法第60条に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

(2)商業地の緑化

商業地では、それぞれの特性に応じた、賑わいのある中にも安らぎを感じる緑の空間を創ります。

①総合設計制度²¹の活用

- 敷地内に公開空地を整備することや防災・減災機能に寄与する特定施設を整備することにより容積率制限を緩和する総合設計制度の基準に基づいて、緑の空間を確保します。



②商店街等の緑化の推進★

- フローラルポットやプランター等を活用した緑化推進により、緑豊かな商業空間づくりを推進します。

③地域拠点における駅やバス停周辺の緑化推進★

- 地域拠点における駅やバス停周辺においては、植栽整備、駐車場緑化、建物の壁面・屋上緑化、フローラルポットやプランターの設置、シンボルツリーの設置など様々な緑化に取り組み、地域活性化を図ります。

(3)工業地の緑化

工業地では、職場環境の向上、建物周辺の環境保全、地域社会の融和を図るために、工場、事業所等の緑化を促します。

①敷地内の緑化の推進

- 工場敷地内の緑化を推奨し、助成します。



工業地の緑化（木材工業団地）

²¹ 一定規模以上の敷地面積を有し、交通・安全・防火・衛生上支障がなく、敷地内に一定割合以上の空地があり、市街地の環境の整備・改善に役立つ建築物に対して、容積率や高さなど建築基準法上の規制を緩和する制度。

²² 工場立地法に基づき、敷地面積に対する生産施設の割合の上限や緑地面積の割合の下限などが定められており、工場の新設や増設において届出が義務化された制度。

(4)建築・開発時における緑の保全・創出

開発による樹林地の減少や周辺環境の悪化を未然に防止するため、開発行為者に対して、緑の保全、緑化の推進に関する協議します。

①事前協議の義務づけ

- ・都市計画法第29条に該当する開発行為や建築物の新築において、緑化の保全・推進に向けた行政と事業者による協議を義務づけます。

②樹林地等の保全の要請

- ・開発区域内に、防災上、景観上良好な樹林地等がある場合は、行政から事業者に対して保全を要請します。



開発行為に伴う緑化

(5)緑を活用した景観まちづくりの推進

「森の都」としての知名度や質の向上に向けて、緑を活用した景観まちづくりを推進します。

①景観法に基づく届出制度の活用

- ・景観重点地域^{※資料 21}を含む市全域において、景観法に基づく届出制度を活用し、一定規模以上の建物の新築等を行う場合、敷地内のオープンスペース²³の緑化や沿道景観に配慮した緑化計画となるよう誘導します。
- ・夜間を含む緑の見せ方・演出について、調査研究を行うとともに、良好な景観整備を推進します。



景観重点地域 江津湖周辺

²³ 都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空き地部分などの建築物に覆われていない空間の総称。

3 中心市街地において本市の顔となる緑の創出

本市のシンボルとなる熊本城をはじめ、熊本駅、商業施設、白川などが中心市街地に位置しています。それぞれの地点において緑化事業を推進することにより、中心市街地活性化に寄与する賑わいとうるおいに満ちた憩いの緑空間を形成します。また、それぞれの空間が連なり、中心市街地の回遊性と魅力を高めます。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|--|---------|
| (1)官民連携による緑化の推進 | |
| ①アーケード内の緑化推進 ★ | 環境共生課 |
| ②壁面・屋上緑化助成制度の活用促進 ★ | 環境共生課 |
| ③中心市街地活性化に寄与する広場づくり（まちなか再生プロジェクト、ウォーカブル事業） | 都市整備景観課 |
| (2)中心市街地での各種緑化事業の推進 | |
| ①シンボルプロムナード・花畠広場の整備 ★ | 都市整備景観課 |
| (3)緑化地域の指定に関する調査等 | |
| ①候補地の選定及びその地区の指定に必要となる事項についての調査・検討 | 環境共生課 |

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好的な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|

(1)官民連携による緑化の推進

中心市街地は、土地の高度利用により緑化スペースが少ない状況にあります。そのため屋上・壁面緑化、アーケード内緑化の推進のほか、まちなか再生プロジェクト²⁴等の推進により、オープンスペースを確保することで緑の創出を促します。

①アーケード内の緑化推進★

- 都心部に安らぎとうるおいのある空間を創るため、プランター等を活用した緑化推進により、緑豊かな商業空間づくりを推進します。

②壁面・屋上緑化助成制度の活用促進★

- 中心市街地内における民有地の建物の立体的なスペースを利用した緑化を促進するため、他の市街化区域と比べて高い補助率の助成を行います。



民有地の屋上緑化事例

③中心市街地活性化に寄与する広場づくり（まちなか再生プロジェクト、まちなかウォーカブル推進事業等）

- まちなか再生プロジェクトやまちなかウォーカブル推進事業により、老朽建築物の建替えにあわせた公開空地の確保等を促し、オープンスペースの確保を図ります。



まちなかウォーカブル推進事業の
イメージ（資料：国土交通省）

²⁴ 老朽化した建物の建替えを促進し、耐震性、防火性を向上させ、また、空地を生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図る熊本市のプロジェクト。

(2) 中心市街地での各種緑化事業の推進

中心市街地のうち、特に重要な区域において、緑地・広場等の整備に努めます。

①シンボルプロムナード²⁵・花畠広場の整備★

- 桜町地区の再開発と合わせ、熊本城に繋がる動線として、辛島公園、賑わいを生み出す花畠広場、シンボルとなる大木を活かした花畠公園、人の流れを生み出すシンボルプロムナードの一体的な整備を行うことで、緑と賑わいのある空間を創出します。



シンボルプロムナードのイメージ

②熊本駅前周辺の緑化推進★

- 熊本駅前白川口では、市電軌道敷緑化や植栽整備が完了しており、今後も「森の都」の玄関口としてふさわしい民有地の壁面・屋上緑化、フラワーポットやプランターの設置等を組み合わせた美しい景観づくりを推進します。



熊本駅前の緑化イメージ

(3) 緑化地域²⁶の指定に関する調査等

都市緑地法に基づき、一定規模以上の敷地における建築物を対象に、緑化率規制が可能となる緑化地域の指定に関して検討します。

①候補地の選定及びその地区の指定に必要となる事項についての調査・検討

- 一定規模以上の敷地における建築物の緑化率規制について、今後候補地の選定や指定に必要な事項等の調査及び検討を行います。

²⁵ 花畠地区及び桜町地区に挟まれる市道桜町紺屋今町第1号線の区間とそれに面した民地内のセミパブリック空間を合わせた空間。賑わいの創出や回遊性の向上による市民や観光客が歩くことを楽しめることを目的としている。

²⁶ 都市緑地法第34条に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。一定規模以上の敷地で、建築物の新築や増築を行う場合に、緑化率の最低限度の規制を行う。

基本方針3 緑を活かす（様々な機能を持つ緑の活用）

森林・公園等の既存の緑について、様々な機能の活用を図り、地域の魅力を高めます。

SDGs の目標



「緑を活かす」検証指標と目標

「緑を活かす」の検証指標は、市民アンケートにおける「緑の質」の満足度を用います。

令和2年度における緑の質の満足度は、居住地周辺で36.5%、中心市街地で34.2%でした。これらの現況値を踏まえ、「居住地周辺及び中心市街地の緑の質に満足している割合」は40%以上を目指します。緑の質の向上を高めるため、主に市街地において、公共施設や民有地の緑化を推進し、緑とふれあう機会の創出、都市公園や都市緑地の質の向上等を図ります。



中心市街地の緑

令和2年(2020年)

令和12年(2030年)

居住地周辺の
緑の質に満足
している割合

36.5%

40%以上

中心市街地の
緑の質に満足
している割合

34.2%

40%以上

1 森林等の緑の機能の活用

森林等の緑は様々なレクリエーションの場としての機能、公共施設や街路樹等の緑は緑陰や気温上昇の緩和等の機能など、緑には多様な役割があります。これらの機能を最大限活用しつつ、適切な維持管理のもと緑に親しみ、交流する場をつくり、環境にも配慮した緑の質の向上を図ります。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|--------------------------------|--------------------|
| (1)森林・竹林の維持管理と有効活用 | |
| ①【新規】立田山憩の森の活用 | 環境共生課、 健康づくり推進課 |
| ②金峰山の保全活動 | 農業政策課森づくり推進室 |
| ③【新規】市民が親しむ森林空間の創出 | 農業政策課森づくり推進室 |
| ④【新規】雁回山の活用 | 農業政策課森づくり推進室 |
| ⑤【新規】竹林の有効利用 | 農業政策課森づくり推進室 |
| (2)市民農園等の有効活用 | |
| ①市民農園（ファミリー農園）の利用促進 | 農業政策課 |
| ②観光農園の利用促進 | 農業政策課 |
| (3)緑の適切な維持管理と活用 | |
| ①【新規】街路樹等の持続可能な管理手法の検討 | 道路整備課 |
| ②【新規】街路樹等のグリーンインフラとしての活用 検討 | 道路整備課 |
| ③公共施設における緑の適切な維持管理 | 各施設管理所管課 |
| ④【新規】街路樹や公園の樹木の剪定後の木材の再利 用 | 道路整備課、公園課 |

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好的な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|

(1) 森林・竹林の維持管理と有効活用

金峰山や立田山の森林を適切に維持管理、活用し、市民の環境教育や野外レクリエーションの場として、森に親しむ環境を整備します。

①【新規】立田山憩の森の活用

- ・市民の健康づくりや自然とのふれあいの場としての生活環境保全林「立田山憩の森」について、遊歩道の整備、健康アプリ等ICT²⁷の活用などに取り組みます。



立田山憩の森

②金峰山の保全活動

- ・市民が森林とのふれあいを通じて緑化や自然保護について学習することのできる森林学習館の利用促進を図ります。
- ・整備された遊歩道等を維持管理します。
- ・くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会（県、市、玉東町、玉名市で構成）による美化清掃、山火事防止活動等を実施します。



森林学習館

③【新規】市民が親しむ森林空間の創出

- ・雁回山や河内町河内等の市有林を森林の多面的機能発揮のモデル林として整備し、森林環境教育の場として活用します。
- ・市民との協働による里山の保全と活用を推進します。

④【新規】雁回山の活用

- ・遊歩道の整備等を行い、雁回山のさらなる活用を図ります。

⑤【新規】竹林の有効利用

- ・タケノコ堀りイベント等の地域交流の場として竹林の有効利用を図ります。

²⁷ 情報・通信に関する技術の総称。Information and Communication Technology の略。

(2) 市民農園等の有効活用

市民が農業にふれあい、理解を深める場となる市民農園等の利用を推進します。

①市民農園（ファミリー農園）の利用促進

- ・市ホームページや SNS を活用した PR により、市民が農作物の栽培を通じて土と緑にふれあい、農業に対する理解を深める市民農園（ファミリー農園）の利用を促進します。



市民農園

②観光農園の利用促進

- ・市民の身近なレクリエーションの場となる観光農園について、各種媒体を利用した情報発信を推進します。

(3) 緑の適切な維持管理と活用

これまで整備してきた既存の緑について、精神的充足、景観形成、緑陰の提供、火災延焼防止などの多様な機能が効果的に発揮されるよう適切に維持管理・活用を図ります。

①【新規】街路樹等の持続可能な管理手法の検討

- ・官民連携による街路樹等の管理及び利活用を促進します。
- ・街路樹の本数や不必要な低木等を抑制することで維持管理コストを抑えます。
- ・街路樹の樹形を整えることで緑量の確保と景観性の向上を図ります。

②【新規】街路樹等のグリーンインフラとしての活用検討

- ・街路樹植栽スペースの雨水貯留機能を活用し、大雨時の流出先の負荷軽減や、蒸発作用等によるヒートアイランド対策などグリーンインフラとしての活用に努めます。



ニューヨーク市レインガーデンによる
グリーンインフラの事例

③公共施設における緑の適切な維持管理

- ・道路や公園等の公共施設の緑を、市民・事業者・行政で協力して適切に維持管理することで、視認性等を保ち、事故・犯罪や害虫の発生等を未然に防ぎます。



シャワー通りの街路樹



肥後銀行本店前の街路樹

④【新規】街路樹や公園の樹木の剪定後の木材の再利用

- ・街路樹や公園の樹木の剪定後の木材について、ベンチやウッドチップなどへの再利用を検討します。



街路樹の再生利用例



2 都市公園の魅力の向上による身近な緑の活用

公園は、良好な景観の形成や都市環境を改善するほか、防災性の向上、生物多様性の確保等、多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

今後の公園施策は、新設から既存公園の有効活用へ転換していきます。

1 適正な維持管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や市民、学校、事業者と行政との協働により、大切に維持管理します。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組みます。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園の市民一人当たり公園面積が1m²未満の校区を対象に、財政計画と整合を図りながら、市民参画による街区公園の整備に取り組みます。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|--|-----------------------------|
| (1)公園の特性に応じた活用の推進 | |
| ①熊本城公園の復旧及び活用 ★ | 熊本城総合事務所 |
| ②都市基幹公園の活用促進 | スポーツ振興課 |
| ③【新規】水前寺江津湖公園の活用 | 動植物園、公園課 |
| ④歴史公園の活用促進 | 文化財課、公園課 |
| (2)既存公園の有効活用 | |
| ①人にやさしい公園づくり ★ | 公園課 |
| ②【新規】利用しやすい公園づくり ★ | 公園課 |
| ③【新規】ICT活用による公園利用の促進 | 公園課、健康づくり推進課 |
| ④【新規】狭小公園の活用 | 公園課 |
| (3)官民連携による公園の魅力の向上 | |
| ①【新規】公募設置管理制度（Park-PFI）等民間活力の導入による管理運営 | 公園課 |
| ②効率的な管理体制づくり（指定管理者制度の活用） | 公園課 |
| ③【新規】民間活力の導入による公園づくり | 公園課 |
| ④【新規】住民参画による公園づくり | 公園課 |
| (4)熊本地震を踏まえた災害に役立つ公園づくり | |
| ①指定緊急避難場所（一時避難場所）の機能確保 ★ | 危機管理防災総室、公園課、消防局警防課、健康福祉政策課 |
| (5)公園の新たな取組 | |
| ①公園利用の促進 | 公園課 |
| ②【新規】市民参加の公園管理の検討 | 公園課 |

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好的な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|

（1）公園の特性に応じた活用の推進

熊本城公園は、熊本城復旧基本計画に基づき復旧と活用に取り組みます。都市基幹公園（総合公園、運動公園）や広域公園は、自然とのふれあいや総合的なレクリエーション、運動の場となるとともに、災害時には広域避難場所等にもなる公園であり、これらの熊本市の緑の拠点となる公園の適切な活用を図ります。

特殊公園（歴史公園等）は、史跡等の文化財の公開等を目的とした、市民のレクリエーションの場となる公園であり、歴史文化資源を活かした公園の適切な管理と活用に努めます。

①熊本城公園の復旧及び活用★

- 平成30年3月策定の「熊本城復旧基本計画」に基づき丁寧な復旧を推進するとともに、戦略的な公開・活用に取り組みます。また、特別史跡内については「特別史跡熊本城跡保存活用計画」（平成30年3月策定）に示した方針にしたがって緑の保存管理を行います。



熊本城公園

②都市基幹公園の健康づくり促進のための活用促進

- 健康づくり促進のため、様々な運動の場となる都市基幹公園の活用を促進します。

③【新規】水前寺江津湖公園の活用

- 「水前寺江津湖公園利活用・保全計画」に基づき、さらなる活用を図ります。
- 「全国都市緑化くまもとフェア」の開催にあわせ、遊歩道など公園内の改修を実施します。
- 熊本市動植物園については、「動植物園マスタープラン」に基づき、江津湖に隣接した恵まれた立地を活用し、さらなる魅力向上を図ります。

④歴史公園の活用促進

- ・立田自然公園、北岡自然公園、塚原古墳公園等の歴史公園については、史跡等へ配慮したうえで、適正な管理に努めるとともに、さらなる活用を図ります。



塚原古墳公園

(2) 既存公園の有効活用

誰もが何度も利用したくなる公園となるよう、市民や事業者と協働する等、既存公園の有効活用を進めます。

①人にやさしい公園づくり★

- ・長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の計画的な改修を進めるとともに、改修にあたってはバリアフリー化を行うなど人にやさしい公園づくりを進めます。



近見 7 丁目ふれあい公園

②【新規】利用しやすい公園づくり★

- ・公園の使い方や維持管理について、地域の意見を踏まえ柔軟な対応を検討していきます。



熊本健康アプリ

③【新規】ICT 活用による公園利用の促進

- ・ウォーキング等の健康イベント参加で、健康アプリを用いたポイント付与などICTを活用して公園利用を促進します。



狭小公園（けやき公園）

(3) 官民連携による公園の魅力の向上

いつでも誰もが安全・快適に公平で、楽しい利用ができるように、管理運営の充実に努めます。また、地域住民や民間企業等の民間活力を導入した公園づくりを推進します。

①【新規】公募設置管理制度（Park-PFI）²⁸等民間活力の導入による管理運営

- ・新たな整備・管理手法である「公募設置管理制度（Park-PFI）」等の民間活力の導入を検討します。

②指定管理者制度²⁹等の活用

- ・公園の維持管理について、民間の持つノウハウ等の活用や財政負担の軽減等を目的に、指定管理者制度等のさらなる活用を検討します。
- ・自治会等への公園管理の委託（公園協働地域業務委託）等により効率的な維持管理に努めます。



水前寺江津湖公園

③【新規】民間活力導入による公園づくり

- ・寄付によりベンチ等の公園施設を設置する等、民間活力を活かした制度を検討し、公園の利便性向上を図ります。
- ・災害時の支援、公園内の除草等の支援を条件に自動販売機の設置を許可する「公園維持管理の支援に関する協定³⁰」のさらなる活用を検討します。



自動販売機を設置した公園

(刈草中央公園)

④【新規】住民参画による公園づくり★

- ・新たに公園を整備する場合には、ワークショップを開催するなど、地域住民の意見を反映させた公園づくりに取り組みます。

²⁸飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に資する「公募対象施設」の設置と、当該施設から生じる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度で、都市公園における民間活力を活かした新たな整備・管理手法。

²⁹地方公共団体が設置した公の施設について、事業者等が有するノウハウを活用し住民サービスの質の向上を図ることを目的とし、その管理を地方公共団体が指定するものに行わせる制度。

³⁰民間活力の導入により、公園の魅力向上を図るために締結する協定。民間事業者が飲料水の自動販売機を設置し、平常時には公園の除草や清掃といった維持管理業務の一部協力、災害時には自動販売機内の飲料水提供を行う。

(4) 熊本地震を踏まえた災害に役立つ公園づくり

公園はオープンスペースであり、災害時の避難場所や資材の集積所、仮設住宅の用地等としても活用されることから、災害時に役立つ公園の機能確保に努めます。

①指定緊急避難場所（一時避難場所）の機能確保★

- ・防災倉庫、誘導案内板等非常用施設の老朽化等に伴う改修を行うとともに、防災倉庫内の災害時に必要な資機材、非常用食糧の備蓄や管理を継続し、指定緊急避難場所（一時避難場所）として、公園の機能確保を図ります。



竈（かまど）ベンチを設置した白藤公園

(5) 公園の新たな取組

公園の利用方法や管理、整備方針について、新たな取り組みを推進します。

①公園利用の促進

- ・公園使用許可条件の緩和、新たな財源（使用料・占用料等）確保を検討します。



鳥井原公園のイベント
(四ッ角マーケット)

②【新規】市民参加の公園管理の検討

- ・市民、事業者、行政が連携した公園の管理運営に向け、新たな手法を検討していきます。

3 特色を生かした緑地の活用

緑地は都市の自然環境を保全し、都市景観の向上に寄与しています。市民が緑を身边に感じられるよう適切な維持管理を実施するとともに、緑を活かした利用の促進を図ります。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|---|------------|
| (1)自然環境を保全・活用した緑地の整備 ①神園山小山山緑地、戸島山緑地（託麻三山）の活用 ②【新規】白川河川敷の活用 ★ | 公園課 公園課 |

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好的な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|----------------|--------------|------------------------|----------|

（1）自然環境を保全・活用した都市緑地の整備

都市緑地は、都市の自然環境を保全し、都市景観の向上を図る緑地です。市街地及びその周辺に残る良好な樹林地を保全し、河川敷等の活用を検討します。

①神園山小山山緑地、戸島山緑地（託麻三山）の活用

- ・遊歩道の整備等によるさらなる活用を図ります。



戸島山緑地

②【新規】白川河川敷の活用★

- ・白川河川改修に伴い整備された河川敷について、公園としての活用を検討します。



白川河川敷の公園

基本方針4 緑を繋げる（緑を支える人づくり・組織づくり）

郷土の緑を愛し、緑づくりに取り組む人々の輪を広げるため、市民との参画と協働による取組を推進します。

SDGs の目標



「緑を繋げる」検証指標と目標

「緑を繋げる」の検証指標は、公園愛護会等のボランティア団体数とします。

公園愛護会の団体数は 528 団体（令和元年度）であり、年々結成率は減少しています。そのため、愛護会の担い手確保と活動の継続を図りつつ、団体数の増加を目指します。街路樹愛護会は 12 団体が活動をしており、今後も活動の継続を図りつつ、街路樹の剪定、除草、清掃等の維持管理を推進し、団体数の増加を目指します。また、ふれあい美化ボランティア（道路ふれあい美化ボランティア、河川ふれあい美化ボランティア、公園ふれあい美化ボランティア、樹木ふれあい美化ボランティア）についても緑の維持管理等の地域づくり活動を促進し、団体数の増加を目指します。

令和元年(2019年)

合計 616団体

公園愛護会 528団体
街路樹愛護会 12 団体
道路ふれあい 美化ボランティア 66 団体
河川ふれあい 美化ボランティア 4団体
公園ふれあい 美化ボランティア 5団体
樹木ふれあい 美化ボランティア 1 団体



公園愛護会の活動

令和 12 年(2030 年)

合計 630団体



1 緑に親しみ学ぶことによる市民の緑化意識の高揚

緑に親しみ、緑を楽しむ豊かな心は、身近な緑の大切さや役割を知ることから始まります。

緑のイベント等を開催するなど、積極的に市民が活躍できる機会を創出し、緑化意識の高揚を図ります。また、それらの機会を活用した情報発信を行うこと等により、緑に親しむ人材の増加を促進します。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| (1)緑化に関する行事の開催・情報発信の充実 | |
| ①緑のイベントの開催と PR | 公園課全国都市緑化フェア推進室、環境政策課、環境共生課 |
| ②緑化コンテスト等の実施 | 環境共生課 |
| ③広報活動の実施 | 環境共生課 |
| ④緑の相談所の利用促進 | 動植物園 |
| ⑤【新規】ICT、AIなどを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組 | 環境共生課 |
| ⑥【新規】姉妹都市等との都市緑化に関する海外交流 | 国際課 |
| (2)市民や子どもたちの緑化意識の高揚・情操教育の充実 | |
| ①地域との連携による緑の少年団活動の推進 | 環境共生課 |
| ②学校環境緑化コンクールの実施・表彰 | 教育委員会指導課、環境共生課 |
| ③森林等の環境教育の場としての活用 | 農業政策課森づくり推進室 |
| ④自然観察会の開催の推進 | 環境総合センター、環境共生課、農業政策課森づくり推進室、動植物園 |
| ⑤【新規】デコレーション花壇コンテスト | 公園課全国都市緑化フェア推進室 |
| ⑥花苗等配布活動等の推進 | 環境共生課 |
| ⑦【新規】樹木への樹名板や緑化啓発のポスター・看板の設置 | 環境共生課 |
| ⑧地域のボランティアやPTA等と連携した学校緑化 | 教育委員会指導課 |

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|---------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|---------------|--------------|------------------------|----------|

(1) 緑化に関する行事の開催・情報発信の充実

市民が自然や緑に親しみを増すイベントの実施や、緑化活動に関心が持てるような情報の提供に努めます。

①緑のイベントの開催とPR

- ・国内最大級の花と緑の祭典である「全国都市緑化くまもとフェア」を、令和4年（2022年）の春に開催し緑の魅力を内外に発信します。
- ・フェアを契機とした新たな緑のまちづくり活動を展開します。



緑化コンテスト表彰式

②緑化コンテスト等の実施

- ・生垣、壁面及び屋上等の緑化コンテストを実施し、表彰します。



緑の相談所

④緑の相談所の利用促進

- ・熊本市動植物園「緑の相談所」の利用を促進します。



⑤【新規】ICT、AIなどを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組

- ・緑化意識向上のため、市民の方に緑視率調査（撮影、アプリによる緑視率算出）等に参加してもらえる取組を検討します。



緑視率調査アプリ使用イメージ

⑥【新規】海外友好姉妹都市等との都市緑化に関する交流

- ・海外日本庭園（米国サンアントニオ市、仏国エクサンプロヴァンス市）の再整備に伴い、各都市の都市緑化に関する情報を共有することで、都市緑化技術の一層の普及推進を図ります。

(2) 市民や子どもたちの緑化意識の高揚・情操教育の充実

市民の自然環境への意識高揚や、子どもたちの豊かな感性を育むため、持続可能な緑化活動を保護者や地域等と連携して推進します。

①地域との連携による緑の少年団³¹活動の推進

- ・緑のマイスター（養成講座で育成した緑化リーダー）を、緑の少年団が活動する地域に派遣し、草花の育成等の緑化技術などについて指導・助言します。

②学校環境緑化コンクールの実施・表彰

- ・学校環境緑化コンクール等を通して、緑化に関する指導や助言を行うとともに、優秀な学校は表彰を行います。
- ・学校環境緑化コンクールへの参加校が固定化しつつあることを受け、これまで参加していない学校へ参加の呼びかけを行います。
- ・学校緑化コンクールにおける各校の緑化活動の取組を広く紹介します。

③森林等の環境教育の場としての活用

- ・市民と協働して、金峰山や立田山、雁回山等の森林を市民の環境教育の場として活用します。
- ・市民が森に親しむ環境の整備と市民理解の醸成を図ります。



デコレーション花壇コンテスト

④自然観察会の開催の推進

- ・立田山や江津湖等において、市民が参加できる自然観察会等を開催します。

⑤【新規】デコレーション花壇コンテスト

- ・市民が緑化を気軽に楽しみ、関心を深めてもらうため、まちなかに設けた花壇を自由にデコレーションするコンテストを実施します。



自治会による花苗の植付

⑥花苗等配布活動等の推進

- ・自治会、幼稚園、保育園等に花苗を配布し、公共地、公共施設の緑化を推進します。
- ・結婚、誕生、新築、銀婚、パートナーシップ宣誓等の人生の記念日を対象に記念樹を配布し、住宅地の緑化を推進します。

⑦【新規】樹木への樹名板や緑化啓発のポスター・看板の設置

- ・樹木への樹名板や緑化啓発のポスター・看板を設置し、市民への環境教育・緑化啓発を促進します。

⑧地域のボランティアや P T A 等と連携した学校緑化

- ・地域のボランティアや PTA 等と連携した学校緑化を推進し、緑化意識の高揚に努めます。

³¹ 次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。

2 市民・事業者・行政の協働による緑化活動の展開の促進

熊本市の活発な地域コミュニティを活かした緑化への取り組みが、「森の都」づくりを支えます。

市民団体の活動や企業の社会貢献活動に対する支援や、緑化活動に従事する人材の育成を充実することで、質の高い緑づくりを推進します。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|---|---|
| (1)市民団体の活動促進 | |
| ①公共施設愛護団体の活動促進・育成 | 土木総務課、環境共生課 道路整備課、河川課、 公園課 |
| ②緑のまちづくりボランティアの運営支援 | 環境共生課 |
| ③森林ボランティアの育成 | 水保全課 |
| ④【新規】緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用検討 | 環境共生課 |
| ⑤森林環境教育の推進 | 農業政策課森づくり推進室 |
| ⑥市民団体相互の情報共有 | 環境共生課、公園課 公園課全国都市緑化フェア推進室 |
| (2)緑化活動を通した健康づくり | |
| ①【新規】緑化活動を通した健康づくり | 健康づくり推進課、環境共生課 |
| (3)緑化技術の普及 | |
| ①講習会・研修会等の実施 | 環境共生課、動植物園 |
| ②緑のマイスター養成講座の実施、活動促進 | 環境共生課 |
| (4)企業等の緑化活動推進 | |
| ①【新規】企業の社会貢献活動（CSR活動）への支援 | 環境共生課、道路整備課、 公園課、河川課 農業政策課森づくり推進室 |
| ②【新規】スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度 (NEO GREEN PROJECT) ★ | 公園課、 公園課全国都市緑化フェア推進室 |

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|---------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|---------------|--------------|------------------------|----------|

(1) 市民団体の活動促進

既存団体の活動の活性化に努めるとともに新たな市民ボランティア団体の組織化を図ります。

①公共施設愛護団体の活動促進・育成

- ・公園愛護会の担い手の確保に努めるとともに、地域活動への周知や愛護会相互の情報交流の促進に取り組みます。
- ・合同連絡会において、愛護会活動の取組事例を紹介するなど、活発な情報交換を進めています。
- ・街路樹愛護会の活動について、助成を行い支援するほか、設置を促進します。
- ・清掃活動等を行う道路ふれあい美化ボランティア、河川ふれあい美化ボランティア、公園ふれあい美化ボランティア、樹木ふれあい美化ボランティアへの市民参加を促進します。



公園愛護会のふれあいづくり

②緑のまちづくりボランティアの運営支援

- ・地域の方と行政が連携し、地域の植栽活動等を進める「緑のまちづくりボランティア」の活動を一層充実します。



ボランティア団体との連携

③森林ボランティアの育成

- ・市民が主体となり、森林保全活動を活性化するための「森林ボランティア」を育成します。

④【新規】緑地保全・緑化推進法人（みどり法人³²）制度の活用検討

- ・市民緑地の設置や管理、特別緑地保全地区内における緑地の管理などが実施できる緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用について検討します。

⑤森林環境教育の推進

- ・森林内で植生・動物観察などによる森林環境教育や木製遊具を使用したイベントなどによる木育等を推進します。

⑥市民団体相互の情報共有

- ・市民団体及び市民の方々で情報共有できるよう、相互のつながりを持つ場（プラットフォーム）の設置を目指します。

³² 都市緑地法第69条に基づき、地方公共団体以外のN P O法人やまちづくり会社などの団体が通称「みどり法人」として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。

(2) 緑化活動を通した健康づくり

緑化活動の健康への効用も踏まえ、緑化活動を通した健康づくりへの啓発等を行います。

①【新規】緑化活動を通した健康づくり

- ・緑化活動においては、森林浴や緑のアロマテラピー効果のある取組の普及啓発など、健康づくりの視点を加えて実施します。

(3) 緑化技術の普及

行政職員だけでなく市民の緑化活動推進に必要な植栽技術や維持管理技術等を、講習会やみどりのマイスター養成講座等によって普及します。

①講習会・研修会等の実施

- ・行政職員だけでなく、市民の植栽技術や剪定等の維持管理技術を向上させるための講習会及び実技講習会等を実施します。
- ・市民の方を対象に、花の育て方の講習を行い、花や植物に関する知識や植栽技術等の普及を行います。
- ・市民のニーズに合わせた新規の講習会を検討します。

②みどりの検定・緑のマイスター養成講座の実施、活動促進

- ・令和元年度から行っているみどりの検定での人材発掘や、緑のマイスター養成講座の実施により、地域の緑化に関する講師やリーダーを育成します。

(4) 企業等の緑化活動推進

企業等の自主的な緑化運動を促進します。

①【新規】企業の社会貢献活動（CSR活動）への支援

- ・企業に緑化活動参画を推進する働きかけを行います。
- ・企業、市民団体の水源地域における自主的な森づくりを働きかけます。

②【新規】スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度の活用促進（NEO GREEN PROJECT）★

- ・企業から協賛金を募り、公共地の植樹帯等を「スポンサー花壇」として整備・運営し、上質な緑地空間の確保に努めます。
- ・企業をはじめ、市民や地域などが所有する花壇等を、「パートナー花壇」として位置づけ、緑化活動の促進を図ります。



スポンサー花壇制度

NEO GREEN PROJECT（ネオグリーンプロジェクト）とは？

2022年春に国内最大級の花と緑の祭典「全国都市緑化フェア」が熊本市で開催されます。

全国都市緑化フェアは 1983 年（昭和 58 年）から、毎年全国各地で開催されており、熊本市での開催は 1986 年（昭和 61 年）以来、2 回目です。

NEO GREEN PROJECT は、熊本市でのフェア開催を契機に、開催前から取り組み、拡大していく様々な緑化活動の総称です。市民をはじめとする皆さんの緑化活動のきっかけづくりとなる事業を実施していきます。

【事業の例】

- ・花や緑に関するコンテスト
- ・オープンガーデン
- ・企業等によるスポンサー花壇
- ・緑のマイスター認定（人材育成） 等



3 緑化推進のための組織運営の強化

これから「森の都」づくりには、市民・事業者・行政のパートナーシップが不可欠です。

市民・事業者・行政が連携して行う緑化活動が円滑に進むように、三者のパートナーシップによる体制を強化し、いつでも、誰でも、気軽に緑づくりに取り組める仕組みづくりを推進します。

| 具体的な事業 | 担当課 |
|------------------------------------|-------|
| (1)基金等の活用 | |
| ①「熊本市ふるさとの森基金」の充実及び活用 | 環境共生課 |
| ②市電緑のじゅうたんサポーター制度の拡充 | 環境共生課 |
| (2)関係団体との連携 | |
| ①緑の基金運動の推進 | 環境共生課 |
| ②くまもと緑・景観協働機構の活用 | 環境共生課 |
| ③子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会との連携 | 環境共生課 |

■具体的な事業がもたらす緑の質の向上

上記の具体的な事業を行うことにより、次の緑の役割（緑の質）が向上します。

| | | | | |
|---------------|---------------|--------------|------------------------|----------|
| 1. 都市環境の維持・改善 | 2. 良好な都市景観の形成 | 3. 都市の安全性の確保 | 4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供 | 5. 精神的充足 |
|---------------|---------------|--------------|------------------------|----------|

(1) 基金等の活用

良好な自然環境の確保に資するための「熊本市ふるさとの森基金」の充実及び活用を図ります。

①「熊本市ふるさとの森基金」³³の充実及び活用

- ・イベント開催時の募金活動や広報誌等での募金の呼びかけ等により基金の充実を図ります。また、基金については緑化推進に寄与する事業への活用を図ります。

②市電緑のじゅうたんセンター³⁴の拡大

- ・多種多様な募集方法等を検討し、市電緑のじゅうたんセンターの拡大を図ります。



市電緑のじゅうたんセンター
募集のポスター

(2) 関係団体との連携

熊本県緑化推進委員会、地域みどり推進協議会、くまもと緑・景観協働機構³⁵との連携の充実を図ります。

①緑の募金³⁶運動の推進

- ・熊本県緑化推進委員会と、熊本市地域みどり推進協議会が行う「緑の募金運動」をより一層推進します。

②くまもと緑・景観協働機構の活用

- ・くまもと緑・景観協働機構は、花いっぱい運動、緑化ボランティアなどの民間団体や市民団体等の緑化活動について助成を行っており、当機構のさらなる活用を促進します。

③子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会³⁷との連携

- ・子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会への参加を契機とし、花と緑のまちづくりを実現する輪を全国と連携して進めています。

³³ 熊本市の良好な自然環境の確保に資するため、設置した基金。平成元年4月に設置。

³⁴ 市電緑のじゅうたん事業を、事業者、団体、市民と行政が協働して取り組み、寄付を行う制度。センターになることで市の観光・文化施設等を利用する際の割引や、市電電停にある芳名板への名前の記載などの特典がある。

³⁵ 緑化景観対策に関する助成等により、緑あふれる県土をつくることを主たる目的として設立された団体で、熊本県や市町村、趣旨に賛同した関係団体、NPOなどで構成されている。

³⁶ 平成7年に戦後50年を契機として制定された「緑の募金法」において行われる募金運動。「緑の募金」を通じたボランティアによる森林づくりは、国内はもとより国外でも地球規模で進められている。

³⁷ 花と緑にあふれる豊かで魅力的な地域と文化的創造、快適な都市空間の形成、地域社会の活性化を通して、持続可能な社会を実現する輪を全国に展開することを目的とし、全国109自治体により発足した新しい首長会。

■施策の体系

1. 豊かな自然の保全・共生 (緑を守る)

(1)自然環境の基盤である森林や河川等の保全

- (1) 水源かん養域の保全や交流・連携の推進
 - ①市内の水源かん養域の森林の保全
 - ②市外の水源かん養域の森林の保全
 - ③白川・緑川等の上流域との交流・連携の推進
- (2) 環境に配慮した河川整備の推進・促進
 - ①環境に配慮した河川整備の推進・促進★
- (3) 健全な森づくりの推進
 - ①【新規】森林の有する多面的機能の高度発揮
 - ②【新規】放置竹林対策の取組の拡大

(2)身近な自然環境の保全

- (1) 地域制緑地等による緑の保全
 - ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の候補地の指定検討
 - ②風致地区内の緑の保全、啓発
 - ③環境保護地区の適正管理
- (2) 保存樹木の適正管理
 - ①管理の助成
 - ②樹木診断の実施
- (3) 田園の保全
 - ①景観法に基づく届出制度の活用
 - ②熊本市農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保

- #### (3)地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全
- (1) 熊本市生物多様性戦略の推進
 - ①絶滅危惧種の保全
 - ②外来種対策の実施
 - (2) Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進
 - ①【新規】Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進

2. 緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出 (緑を育む)

(1)効果的な公共施設等の緑の創出

- (1) 道路の緑化
 - ①街路樹等の再生整備の推進★
 - ②市電軌道敷の緑化★
- (2) 学校の緑化
 - ①学校樹の適切な維持管理
 - ②花壇等の緑化の推進★
- (3) その他の公共施設の緑化
 - ①社会体育施設の緑の適切な維持・管理
 - ②公共施設の緑化充実★
 - ③公共施設におけるグリーンカーテンの普及
 - ④【新規】フラワーポット等による緑化の推進

(2)多様な主体との協働による民有地の緑の創出

- (1) 民有地の緑化
 - ①緑地協定の締結推進★
 - ②つながりの森づくり補助金の活用促進★
 - ③市民緑地認定制度の活用検討
 - ④壁面・屋上緑化助成制度の活用促進(中心市街地以外)★
 - ⑤【新規】フラワーポット等による緑化の推進(公共地以外)★
- (2) 商業地の緑化
 - ①総合設計制度の活用
 - ②商店街等の緑化の推進★
 - ③【新規】地域拠点における駅やバス停周辺の緑化推進★
- (3) 工業地の緑化
 - ①敷地内の緑化の推進
 - ②特定工場の新設・増設に関する届出制度の適切な運用
- (4) 建築・開発時における緑の保全・創出
 - ①事前協議の義務づけ
 - ②樹林地等の保全の要請
- (5) 緑を活用した景観まちづくりの推進
 - ①景観法に基づく届出制度の活用

(3)中心市街地において本市の顔となる緑の創出

- (1) 官民連携による緑化の推進
 - ①アーケード内の緑化推進★
 - ②壁面・屋上緑化助成制度の活用促進★
 - ③中心市街地活性化に寄与する広場づくり(まちなか再生プロジェクト、ウォーカブル事業)
- (2) 中心市街地での各種緑化事業の推進
 - ①シンボルプロムナード・花畠広場の整備★
- (3) 緑化地域の指定に関する調査等
 - ①候補地の選定及びその地区の指定に必要となる事項についての調査・検討

3. さまざまな機能を持つ緑の魅力づくり (緑を活かす)

(1)森林等の緑の機能を活用

- (1) 森林・竹林の維持管理と有効活用
 - ①【新規】立田山憩の森の活用
 - ②金峰山の保全活動
 - ③【新規】市民が親しむ森林空間の創出
 - ④【新規】雁回山の活用
 - ⑤【新規】竹林の有効利用
- (2) 市民農園等の有効活用
 - ①市民農園（ファミリー農園）の利用促進
 - ②観光農園の利用促進
- (3) 緑の適切な維持管理と活用
 - ①【新規】街路樹等の持続可能な管理手法の検討
 - ②街路樹等のグリーンインフラとしての活用検討
 - ③【新規】公共施設における緑の適切な維持管理
 - ④【新規】街路樹や公園の樹木の剪定後の木材の再利用

(2)都市公園の質の向上による身近な緑の活用

- (1) 公園の特性に応じた活用の推進
 - ①熊本城公園の復旧及び活用★
 - ②都市基幹公園の活用促進
 - ③【新規】水前寺江津湖公園の活用
 - ④歴史公園の活用促進
- (2) 既存公園の有効活用
 - ①人にやさしい公園づくり★
 - ②【新規】利用しやすい公園づくり★
 - ③【新規】ICT活用による公園利用の促進
 - ④【新規】狭小公園の活用
- (3) 官民連携による公園の魅力の向上
 - ①【新規】公募設置管理制度（Park-PFI）等民間活力の導入による管理運営
 - ②効率的な管理体制づくり（指定管理者制度の活用）
 - ③【新規】民間活力の導入による公園づくり
 - ④【新規】住民参画による公園づくり
- (4) 熊本地震を踏まえた災害に役立つ公園づくり
 - ①指定緊急避難所（一時避難場所）の機能確保★
- (5) 公園の新たな取組の検討
 - ①公園利用の促進
 - ②【新規】市民参加の公園管理の検討

(3)特色を生かした緑地の活用

- (1) 自然環境を保全・活用した都市緑地の整備
 - ①神園山小山山緑地、戸島山緑地（託麻三山）の活用
 - ②【新規】白川河川敷の活用★

4. 緑を支える人づくり・組織づくり (緑を繋げる)

(1)緑に親しみ学ぶことによる市民の緑化意識の高揚

- (1) 緑化に関する行事の開催・情報発信の充実
 - ①緑のイベントの開催とPR
 - ②緑化コンテスト等の実施
 - ③広報活動の実施
 - ④緑の相談所の利用促進
 - ⑤【新規】ICT、AIなどを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組
 - ⑥【新規】海外友好姉妹都市等との都市緑化に関する海外交流
- (2) 市民や子どもたち等の緑化意識の高揚・情操教育の充実
 - ①地域との連携による緑の少年団活動の推進
 - ②学校環境緑化コンクールの実施・表彰
 - ③森林等の環境教育の場としての活用
 - ④自然観察会の開催の推進
 - ⑤【新規】デコレーション花壇コンテスト
 - ⑥花苗等配布活動の推進
 - ⑦【新規】樹木への樹名板や緑化啓発のためのポスター・看板の設置
 - ⑧地域のボランティアやPTA等と連携した学校緑化

(2)市民・事業者と行政の協働による緑化活動の展開の促進

- (1) 市民団体の活動促進
 - ①公共施設愛護団体の活動促進・育成
 - ②緑のまちづくりボランティアの運営支援
 - ③森林ボランティアの育成
 - ④【新規】緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用検討
 - ⑤森林環境教育の推進
 - ⑥市民団体相互の情報共有
- (2) 緑化活動を通した健康づくり
 - ①【新規】緑化活動を通した健康づくり
- (3) 緑化技術の普及
 - ①講習会・研修会等の実施
 - ②緑のマイスター養成講座の実施、活動促進
- (4) 企業等の緑化活動推進
 - ①【新規】企業の社会貢献活動（CSR活動）への支援
 - ②【新規】スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度の活用促進（NEO GREEN PROJECT）★

(3)緑化推進のための組織運営の強化

- (1) 基金等の活用
 - ①「熊本市ふるさとの森基金」の充実及び活用
 - ②市電緑のじゅうたんセンター制度の拡充
- (2) 関係団体との連携
 - ①緑の基金運動の推進
 - ②くまもと緑・景観協働機構の活用
 - ③子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会との連携

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業